

高槻市廃棄物減量等推進員活動の手引き

令和元年度版

～ 人と環境にやさしいまちを作るために ～
(一人ひとりの行動で高槻のごみ減量へ)



高槻市エコショップ認定制度

※詳しくは9ページ参照

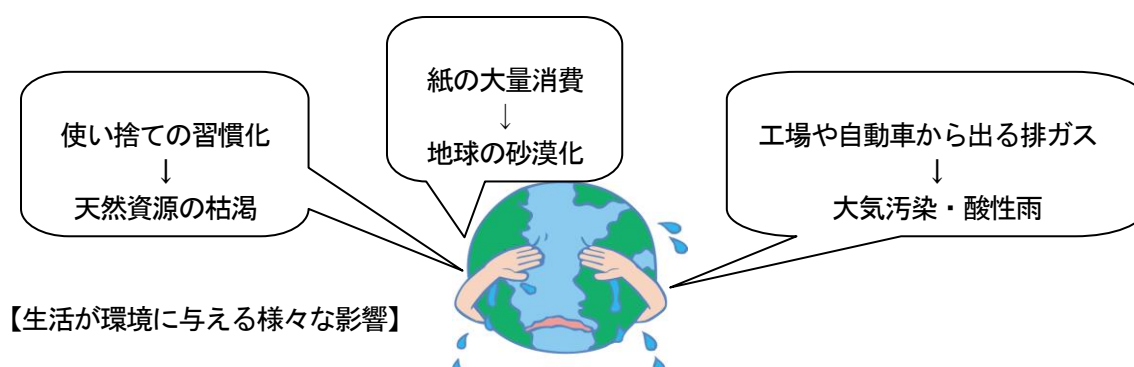
も く じ

はじめに	1
廃棄物減量等推進員とは	2
高槻市廃棄物減量等推進員制度の発足	
推進員の仕事	
仕事の具体例	
年間の主な活動	
高槻市の現状	3
ごみ処理の流れ	
ごみ量の推移	
ごみの減量と地球環境	
人口の減少と環境	
求められている循環型社会とは	5
循環型社会の流れ	
わたしたちがすべきこと	6
1. リデュース	
生ごみも堆肥化して利用する	
生ごみの水切りでごみ減量！？	
マイバッグを持参しよう	
近年食品ロスが問題視されています	
2. リユース	
バザーやガレージセールは宝の山	
リターナブルびんのものを選ぶようにする	
3. リサイクル	
ごみの分別をきちんとする	
平成28年4月よりリサイクルごみが変わりました	
集団回収を利用しよう	
雑がみはリサイクルごみへ出して下さい	
グリーン購入をしよう	
高槻市エコショップ認定制度	
ごみと環境問題のよくあるご質問	10

はじめに

私たちが便利で豊かな生活を送られている理由の一つには、必要な資源を使って大量にモノをつくり、それらを消費し、いらなくなったモノを捨てるというシステムの存在があります。ところが、このシステムでは、地球の二酸化炭素（CO₂）の排出量が増加し、地球が暖くなる（温暖化）など、さまざまな環境問題が生じるという現状を忘れてはいけません。

私たちの住む地球の環境を守っていくためには、これまでのように、多くの資源エネルギーを使い、いらなくなったら捨てるのではなく、資源を有効に活用しモノを大切に使う、環境にやさしいライフスタイルへと転換していくことが求められています。みなさんの協力で、持続可能な社会を作っていきましょう。



本冊子は、廃棄物減量等推進員の皆さんが自治会のなかでスムーズに活動ができるよう活動内容の紹介や解説をした案内書です。



ごみ減量へご協力下さい！！



廃棄物減量等推進員の方をはじめ、市民の皆さまのご協力により、家庭から排出されたごみの量は、平成13年度から平成28年度まで15年連続で減少しており皆さまにご協力いただいた結果がこのような数値として現れております。

しかし、平成30年度は大阪府北部地震及び台風21号の被害等により、前年度と比較し約3,600トン増加してしまいました。

これからも更なるごみ減量のため、ごみの分別や集団回収等へのご協力をよろしくお願いいたします。

廃棄物減量等推進員とは

○高槻市廃棄物減量等推進員制度の発足

『廃棄物減量等推進員』（以下「推進員」という。）は平成3年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正に伴い、活動目的が伝染病の防止、公衆衛生の確立だった「衛生員」を廃棄物の減量・再資源化の促進を主な活動目的とする組織に発展・改組したものです。

○推進員の仕事



推進員は、ごみ減量化のための自治会の窓口役として、自治会長から推薦を受け方に務めて頂いております。推進員は、自治会長や他の役員と連携してごみの分別や減量の取り組み、イベントなどの情報提供などを担当します。つまり、推進員の役割は自治会と行政とを結ぶパイプ役といえます。

推進員の仕事については、自治会の規模や会則の違いなどによって一律には言えませんが、代表的な例を挙げますと下記のような仕事があります。

所属する自治会の活動方針・内容・活動状況などに合った合理的な活動を自治会ごとに作り上げてください。

○仕事の具体例（参考）

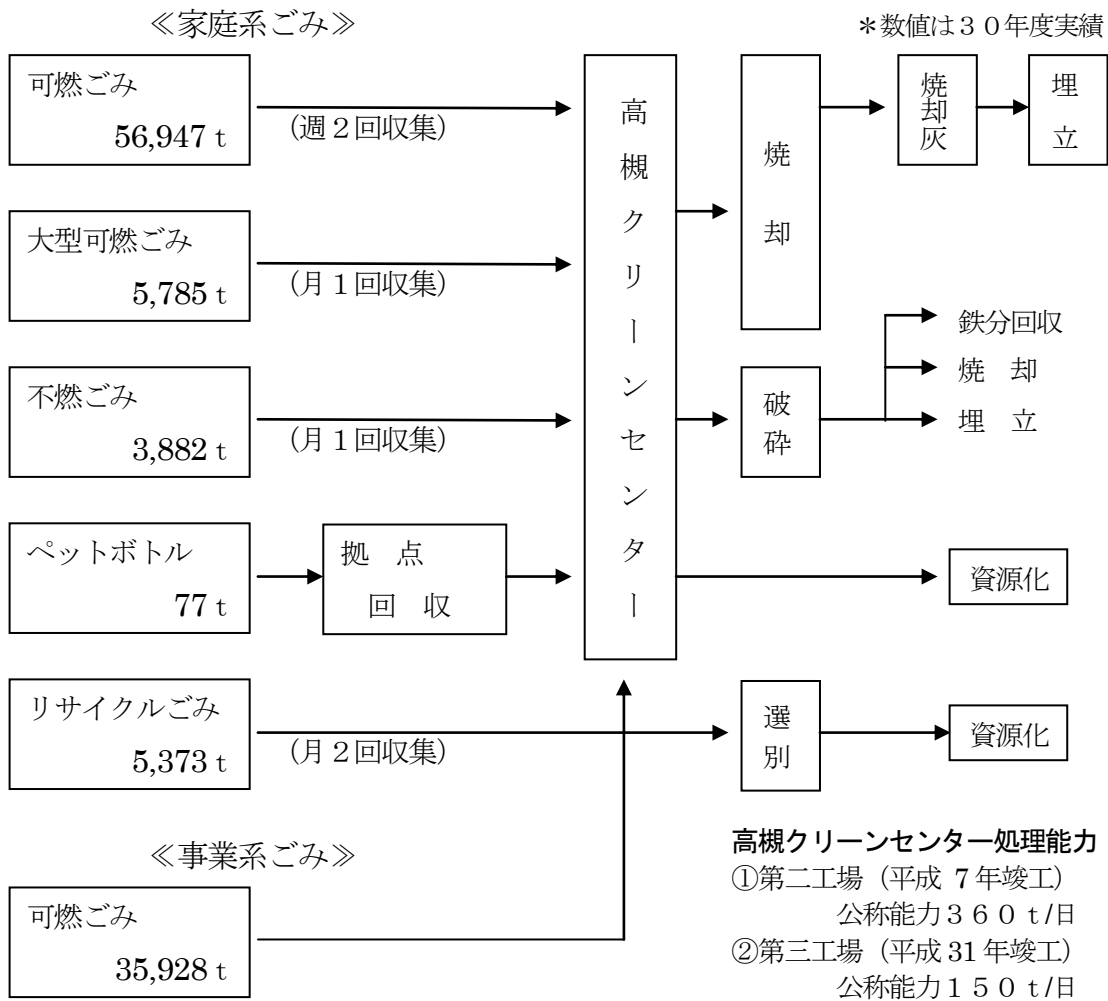
1. ごみ分別に関するチラシの配布など市が行う啓発活動の届け先
2. ごみ集積場所の移動や新增設などの際に、集積場所看板の入手と掲示
3. 犬猫などのフンに関する啓発看板の入手と掲示
4. 市が行う講演会やガレージセールなどの行事の案内（情報の提供）
5. イベントポスターなどを自治会館や集会所などに掲示を依頼する際の窓口
6. 不快害虫駆除剤やねずみ駆除剤の配布のとりまとめ
7. 自治会などが行う地域清掃への参加や清掃後の雑草などの収集依頼
8. ごみの減量や処理などについて市と連絡や調整

○年間の主な活動（予定）

4月	自治会長から資源循環推進課宛てに推進員の選任届を返送（3月ごろに市から推進員の選任依頼文を送付します。）
5月	環境美化推進デー
6月	環境月間（ガレージセール） 水路等への不快害虫駆除剤の配布
7月	ごみの減量・資源化講演会開催（現代劇場中ホールで開催）
10月	3R推進月間イベント（ガレージセール）
11月	クリーンフェスタ高槻 環境美化推進デー

高槻市の現状

○ごみ処理の流れ

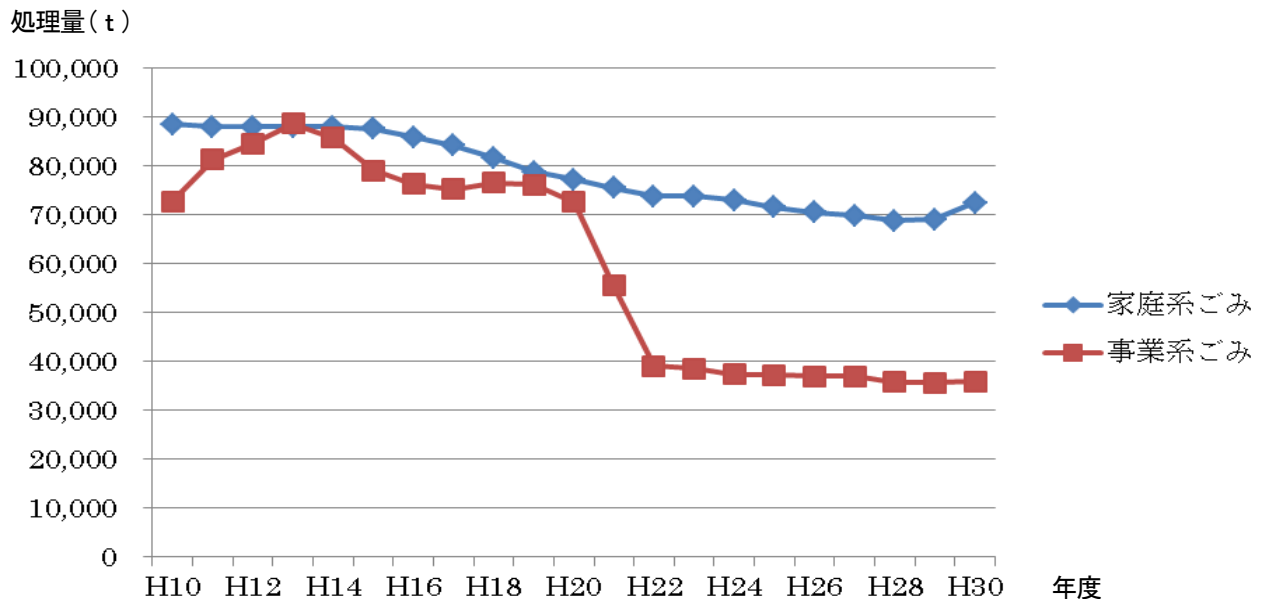


※家庭から高槻クリーンセンターへ直接持込む、家庭系持込みごみは453 t。

○ごみ量の推移

高槻市の平成30年度の全体のごみの量は108,445トンです。ごみの量がピーク時である平成13年度の176,866トンから約68,421トン減量しています。しかしながら、全体のごみの量は約11万トンという膨大な量です。さらに、ごみ処理に年間約30億円もの費用がかかっており、ごみ問題は環境の面からもコストの面からも大きな課題の一つとなっています。処理経費を削減するためにも、さらなるごみ減量が必要です。

年度別ごみ処理量の推移



○ごみの減量と地球環境

ここでごみについて考えてみましょう。

有害物質などを含んだごみそのまま捨てられると自然環境を破壊するだけでなく、私たちの健康にも影響が出てきます。ごみを衛生的に、また環境にも負荷をかけないように処理することによって、はじめて私たちの健康や環境が守られるのです。

また、ごみは95%が焼却することによって処理されています。したがって、ごみの量が多くなればそれだけCO₂の排出量を増やすことにもなるのです。

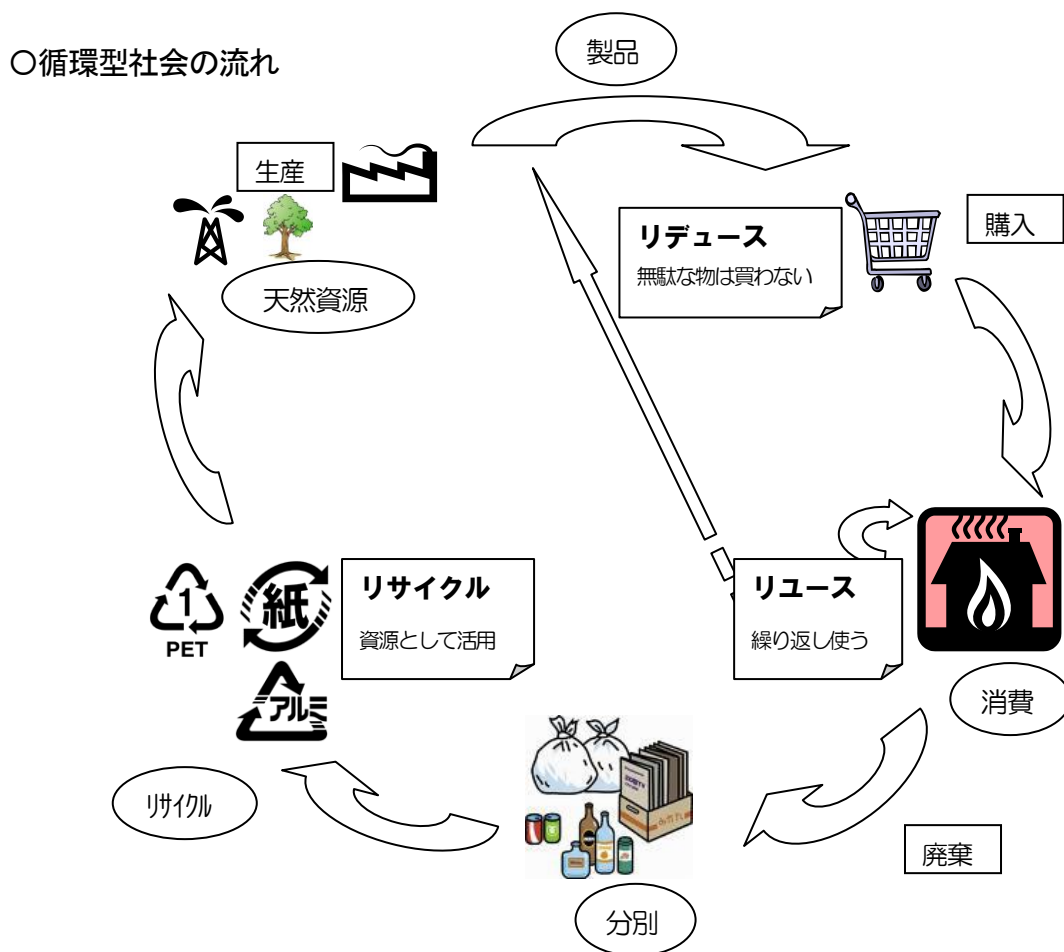
ごみを減らすことは、地球の資源や環境にかかわる重要な課題といえます。

○人口の減少と環境

今後、人口は減少していきますが、都市部では人口は減っても世帯数はしばらく減らないと予想されています。つまり、世帯構成や生活スタイルの変化などによって環境への負荷は増大する可能性があるのです。私たちは引き続き日常生活から発生する環境負荷を低減するよう努力していかなければなりません。例えば、「冷房は28℃、暖房時の室温は20℃にする」「過剰包装を断る」「使っていない電気はこまめに切る」などの取組、3Rの推進に向けた「計画的な食品の購入」による食品ごみの削減や、「マイバッグ」の活用による容器包装の削減など、日常生活におけるちょっとした心遣いが大切です。

求められている循環型社会とは

循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会です。たとえば、ひとつのものを長く使うことによって、生産や消費を抑え、ごみを減らす（リデュース）ことです。また、不要になったものを必要な人に譲ったり、ボトルを詰め替え式で何度も利用するといった、再使用（リユース）も行なわれます。さらに、廃棄処分にする場合には分別をして、再生できるものは資源として再生利用（リサイクル）されます。私たちは経済社会の中で資源の循環を実現し、循環型社会をつくっていく必要があります。



わたしたちがすべきこと

ごみを減らすために大切な3つのRから始まる行動

- Reduce・リデュース（ごみを元から減らす）
- Reuse・リユース（繰り返し使う）
- Recycle・リサイクル（再び資源として利用する）

この3つを実行することで、ごみ問題の解決、そして循環型社会への扉が開かれます。私たちの日常生活の中で実践できることはたくさんあります。ごみは一人一人が捨てているものですから他人に任せるのではなく、減らそうと思って自分自身で考えていくことが大切です。3Rの取り組みは、原則、リデュース→リユース→リサイクルの順番で取り組むのが効果的です。

まずは

1. リデュース（発生抑制）

○生ごみも堆肥化して利用する

高槻市では生ごみ堆肥化容器（屋外型）やEMぼかし肥容器（屋内型）の購入に対する助成を行っています。生ごみは、ごみ袋の重量の約20～30パーセントもあり、悪臭がするやっかいなごみの一つですが、このごみも還元できる空き地さえあれば、「生ごみ堆肥化容器」や「EMぼかし肥」を使って、有用な有機肥料として活用できます。また最近では、手軽に取り組めるダンボールコンポストが出てきました。



○生ごみの水切りでごみ減量！？

家庭から出る生ごみには多くの水分が含まれたままごみとして出されています。この水分を減らすことがごみの減量につながります。生ごみを捨てる前にひと絞り！



○マイバッグを持参しよう



日本国内で年間使用されるレジ袋の枚数は、300億～500億枚といわれています。1人300枚以上使っている計算になります。

しかし、生活の中で便利に活用されているものの、その多くは再利用されることなく廃棄され、貴重な石油資源を無駄にしていることとなります。レジ袋削減のためにマイバッグを持つ習慣をつけましょう。

○近年食品ロスが問題視されています

食品ロスとは、食べられるのに捨てられた食品です。日本では年間500～800万トンの食品ロスが発生しており、これは世界全体の食糧援助量に匹敵するほどの量です。これらの原因は、生活スタイルの変化で大型冷蔵庫が普及し、何でも収納できてしまうので、つい買いすぎてしまったり、うっかり棚の奥で眠らせてしまい、賞味期限・消費期限が過ぎてしまったなどで捨てられてしまっているからです。



週に一度は冷蔵庫の中を点検して、せっかく買ったものがごみにならないように気をつけましょう。

次に

2. リユース（再使用）

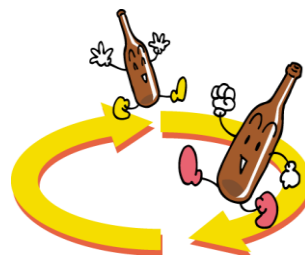
○バザーやガレッジセールは宝の山

バザーやガレッジセールは、子ども用衣類・石けんなどの日用品が安く購入できます。資源循環推進課では、春と秋にガレッジセールを開催しています。良いものが安く手に入り、リユースができ、まさに一石二鳥です！

また、リサイクルショップ等で物を売ったり、中古品を買って使うこともごみ減量に貢献しています。

○リターナブルびんのものを選ぶようにする

リターナブルびんとは、牛乳びん、ビールびんなどに洗って何度も繰り返し使うことができるびんのことです。回収されると、きれいに洗って消毒し、そのままの形で再び容器として使用されます。このようなことは、同じものを何度も使用できるので、資源の節約につながります。



最後に

3. リサイクル（再生利用）

○ごみの分別をきちんとする

ごみを減らし、資源のリサイクル（再生利用）を進めるために、高槻市では、現在4種分別で収集を行っています。市民のみなさんに4種分別方法をご理解ご協力いただき、分別収集が徹底されれば、ごみの減量に大きな効果が上がります。

《ごみ分別の種類》

- ① 可燃ごみ
- ② 大型可燃ごみ
- ③ 不燃ごみ
- ④ リサイクルごみ



○平成28年4月よりリサイクルごみが変わりました

平成28年4月1日よりペットボトルをリサイクルごみで収集しています。これに伴い、空き缶類、空きビン、ペットボトルはひとつのごみ袋で出して下さい。

また、変更に伴い、収集する時間帯がこれまでと前後する可能性がありますので、収集当日の午前8時までにお出してください。なお、古紙類や古布類の出し方は今までどおりです。



回収するペットボトル

飲料用・しょうゆ・しょうゆ加工品（めんつゆ等）
酒用・みりん風調味料・食酢・調味酢



※従来どおりスーパーなどでも回収しております。

○集団回収を利用しよう

ごみのリサイクル（再生利用）の促進となる集団回収をすすめるため、自治会や子ども会等に奨励金を交付しています。新聞紙などの古紙、古布、空き缶類は、集団回収に出しましょう。貴重な再生資源を活用でき、同時にごみを減らすことができます。集団回収が行われていない地域や回収していない品目は、市が月2回定期収集しているリサイクルごみの日に出してください。

- ①新聞紙などの古紙類
- ②ジュースなどの空き缶類
- ③空きビン類
- ④古布・古着類
- ⑤金属製の台所用品

などに分別して出しましょう



○雑がみはリサイクルごみへ出して下さい



雑がみとは、ティッシュやお菓子の箱、紙袋、トイレットペーパーやラップの芯など新聞紙やダンボール以外のリサイクルできる紙類です。高槻市では、年間約 5,000 トンの雑がみが可燃ごみに出されています。これからはリサイクルごみで出すようにしましょう。出し方は小さいものは紙袋に入れて、大きいものはひもで縛ってお出してください。



※雑がみを出す際には、紙袋に貼られたテープやティッシュの箱などについているプラスチックフィルムなど紙以外のものは取り除いてから出して下さい。 ※詳細は 16,17 ページをご確認ください。

○グリーン購入をしよう

グリーン購入とは、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選択して買うことです。いくら資源のリサイクルをしても、その再生品を買わないとリサイクルの輪がつながりません。再生品を買うことも立派なごみ減らしです。右のようなマークがついている製品を買うようにしましょう。



高槻市エコショップ認定制度



認定ステッカー

エコショップとは、ごみの減量やリサイクル等の取組を実施する市内の小売店、飲食店、サービス事業等の店舗を指します。例えば、小盛メニューの実施や量り売りなどで食品廃棄物の削減、簡易包装の推進や紙の両面使用などで紙やプラスチックの削減です。

その他にもペットボトルやアルミ缶などの資源物を店頭で回収していれば認定となり、市のホームページで認定した店舗を掲載しています。また、高槻クリーンセンターの見学時や職員出前講座などを通じてエコショップを紹介していきます。

ごみの減量に積極的なお店をぜひ利用して下さい。

ごみと環境問題のよくあるご質問

Q 1. 平成28年4月以降のリサイクルごみの変更について、空き缶類・空きビン・ペットボトルをなぜ混合収集するのですか・・・？

A: これまでは、地域のごみステーションに出された空き缶類、あきビンは、別々の車両で品目ごとに収集していました。これは、あきビンの割れを防止する等が目的で、これにペットボトルを同様に品目別収集すると大変非効率になり、収集費用の増加等が懸念されます。したがって、これらを混合収集することで、ペットボトルがあきビンの緩衝材となり、あきビンの割れを防止する等の利点を担保しながら、収集効率を上げることが可能となります。集められた混合物は委託先の専門業者によって分別され、リサイクル等されます。

Q 2. 分別の仕方（分別パンフレット含む）など、ごみの収集処理に関する問合せはどこに・・・？

A: 清掃業務課 業務チーム（電話：669-1153）が窓口です。

Q 3. ごみ置場の新增設・変更、臨時ごみの収集（有料）、テレビなどの家電リサイクル法対象品の収集（有料）については？

A: 清掃業務課 業務チーム（電話：669-1153）が窓口です。

Q 4. 引越しや大掃除などで、臨時に多量のごみが出たときの依頼先は・・・？

A: 清掃業務課 業務チーム（電話：669-1153）が窓口です。

※必ず事前にお電話で申し込みをしてください。引越しなどで臨時に多量のごみが出る場合は、有料で戸別収集をします。収集の受付時間は、土曜・日曜を除く午前7時45分から午後4時15分までです。当日は、収集車が横付けして積み込める玄関前などに可燃ごみと不燃ごみとを分別して、ごみをお出しくください。料金精算をその場で行いますので、必ず立会いが必要です。

Q 5. 環境美化推進デーの一環として行われる地域清掃等については？

A: 清掃業務課 管理美化チーム（電話：669-1801）が窓口です。

Q 6. イエローカード作戦（犬の糞害対策）の啓発グッズや美化啓発看板、不快害虫の駆除剤、殺鼠剤の配布については？

A: 清掃業務課 管理美化チーム（電話：669-1801）が窓口です。

Q 7. 自治会単位で児童公園や周辺地域等を清掃し、雑草などのごみが出た場合の収集処理の窓口は？

A :

1 : 公園から出た雑草やごみは、都市創造部公園課（電話：674-7516）にご連絡をお願いします。

2 : 地域周辺を自治会などで清掃した場合は
清掃業務課 業務チーム（電話：669-1153 FAX669-1009）
に依頼してください。

①ごみの種類とごみ袋の数 ②ごみの回収場所 ③参加人数

④依頼者の名前・住所・電話番号などをお伺いします。

なお、草などはごみ袋に入れ、木の枝などは50センチ以下に切って散乱しないようひもでしばってください。

Q 8. 自治会などでみぞや水路などの泥上げをした場合の泥・土砂の処理は・・・？

A : 都市創造部 下水河川事業課（電話：674-7442）へ電話で処理を依頼してください。

泥や土砂以外のごみ（紙くず・木くず・草・空き缶）は清掃業務課業務チーム（電話：669-1153）に依頼してください。

Q 9. 地域清掃の際の清掃用具などの支給や貸し出しをしている部局はありますか・・・？

A : 清掃業務課 管理美化チーム

（電話：669-1801）へお問い合わせください。

①春と秋の環境美化推進デーの一環として行われる地域清掃についてはごみ袋・手袋を支給します。

②上記とは別に地域で行われる清掃作業に関しては、火ばさみなどの清掃用具を貸し出ししています。

Q 10. 街路灯に関する相談窓口は・・・？

A : 街路灯の新設等の依頼・球切れの連絡は、都市創造部 管理課

（電話：674-7532）へご連絡を。

Q 11. 不法投棄防止などの看板を配布している部局はどこでしょうか・・・？

A : 清掃業務課 管理美化チーム（電話：669-1801）が啓発看板を配布しています。なお、違法屋外広告物の除却作業・不法投棄・害虫駆除の相談業務なども行っています。

Q 12. 高槻クリーンセンターにごみを直接持込むときは・・・？

A : 事前の申込みが必要です。持込日の前日（前日が土・日・祝日の場合はその直前

の平日)の正午までに申込みをしてください。

申込方法は、市のホームページ(簡易電子申込)・FAX・郵送の3種類あります。FAX・郵送での申込みの際に必要な「一般廃棄物運搬届出書」は、市のホームページよりダウンロードされるか、高槻クリーンセンター、市内各支所等に置いてあります。詳しいお問い合わせは高槻クリーンセンター(電話：669-1950)まで。

Q13. こども会や老人クラブなどが古紙・空き缶などの再生資源を回収する集団回収活動への援助があると聞いたのですが・・・?

A：資源循環推進課(電話：669-1886)では、平成13年度より、環境の保全及び創造に関する施策のための「環境基金」を活用して集団回収への奨励金制度を実施しています。なお、平成25年度をもって結束ひもやビニール袋などの用具支給は廃止となりました。

Q14. 生ごみを堆肥化して減量したいと思っているのですが、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)やEMぼかし肥(有用微生物群)を活用する減量化事業を行っている部局は・・・?

A：資源循環推進課(電話：669-1886)です。市の購入額の半額を負担していただく方法で実施しています。いずれの事業も実施の際には広報紙に掲載しています。

Q15. 家庭用パソコンの回収・リサイクルについて・・・?

A：この制度は平成15年10月から実施されており、家庭用パソコン・リサイクル回収は資源有効利用促進法に基づいて行われています(家電リサイクル法によるものではありません)。このため、回収方法は家電リサイクル法対象機器とは異なりますので、各パソコンメーカーの受付窓口にお問い合わせください。

○回収の問合せ先：(一般社団法人)パソコン3R推進協会

TEL：03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp>

Q16. 消火器の処分は・・・?

A：消火器は、適正処理困難物(市で処理や収集ができないもの)になっています。家庭の消火器を廃棄する場合、①特定窓口協力店に依頼する。②ゆうパック(センターから回収箱が届き、郵便局が回収箱を集荷します)を利用する方法の2通りがあります。詳しくはそれぞれのセンターへお問合せください。

○各問合せ先

①消火器リサイクル推進センター(特定窓口・協力店を検索できます)

TEL : 03-5829-6773

ホームページ <https://www.ferpc.jp/>

②ゆうパック専用コールセンター（郵送のみのお問合せ）

TEL : 0120-82-2306

ホームページ <http://www.fecycle.jp>

Q17. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）って・・・？

A : ①テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）②電気洗濯機・衣類乾燥機

③エアコン④電気冷蔵庫・電気冷凍庫については、平成13年4月以降はごみとして市が回収することはできなくなりました。この法律は、廃棄物の減量と資源の有効利用を目指すもので、消費者が収集運搬費・再商品化料金を負担し、拡大生産者責任の原則に基づき小売店・メーカーの責任の下に回収リサイクルするものです。

高槻市では例外的な場合（引越しなどで販売店が遠方になった、または廃業などで購入店舗がなくなったなど）は戸別収集します。申込方法は清掃業務課業務チーム（前島3丁目8-1 電話：669-1153）まで。

次の表は市の収集運搬料金表です。

品 目	市の収集運搬料金（1台当りの料金）
テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）	3,500円
電気洗濯機・衣類乾燥機	
エアコン	
250L未満の冷蔵庫・冷凍庫	5,000円
250L以上の冷蔵庫・冷凍庫	

※消費税の増税に伴い、料金は変更になる可能性があります。

※上記、収集運搬料金のほかに再商品化（リサイクル）料金が別途必要です。

※再商品化料金はメーカーにより変更される場合がありますので、事前にメーカーか（財）家電製品協会家電リサイクル券センター（TEL 0120-319-640）でご確認ください。<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

Q18. 犬や猫が死んだ（死んでいる）場合は・・・？

A:飼い主がいない場合といる場合で対応が異なります。詳しくは下の表をご覧ください。

飼い主	対応の概要		料金
いない場合	持ち込みおよび収集※通常の焼却炉で焼却		無料
いる場合	通常の焼却炉で 焼却	市民が持ち込み	500 円
		市が収集・運搬	1,000 円
	ペット焼却施設 で焼却	市民が持ち込み	2,000 円
		市が収集・運搬	2,500 円
ペット焼却施設で焼却し、返骨を希望する場合 ※返骨希望の場合は、市の収集はありません。 高槻クリーンセンター（ペットホール） 669-4194			10,000 円

※消費税の増税に伴い、料金は変更になる可能性があります。

お問い合わせ先	
市が収集・運搬する場合	清掃業務課：669-1153
市民が持ち込む場合	高槻クリーンセンター (ペットホール)：669-4194

スマートフォンアプリ「高槻市ごみアプリ」



このアプリでは、日常生活で欠かすことのできない「ごみ」に関する情報を確認できます。お住まいの地域を設定すれば、忘れがちな「不燃ごみの日」にアラームを設定したり、何ごみに出せばいいのか迷った品目名を入力すると、出し方とごみの収集日が確認できます。ぜひご活用ください。

ダウンロード方法は市のホームページに掲載しています

問い合わせ先
高槻クリーンセンター（電話：669-1950）

高槻市廃棄物減量等推進員に係る要綱

【目的】

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8並びに高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例第6条の主旨に基づき、廃棄物の減量並びに適正な処理及び地域の清潔の保持などの促進に関する市の施策への協力及び市民の自主的な活動を推進するため、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

【主な活動内容】

第2条 推進員の主な活動内容は次のとおりである。

- ① 廃棄物減量に係る各種施策への協力。
- ② 廃棄物減量に係る各種事業への参画。
- ③ 地域美化に係る各種の活動。
- ④ 推進員活動に関し、市に対して助言・提言・要望等を行う。
- ⑤ その他、廃棄物の減量・分別収集等に係る事業に関する市と住民との連絡調整。

【選任方法及び任期】

第3条 推進員は原則として自治会からの推薦を受け、市長が委嘱するものとする。

2. 推進員の任期は、原則として2年とする。

【定数】

第4条 定数は1団体1名を基本とする。ただし、300世帯を超える場合は別途協議する。

【廃棄物減量等推進員会議の設置】

第5条 推進員制度の事業について助言、提言、要望などを行うため廃棄物減量等推進員会議(以下「推進員会議」という。)を設置することができる。

【推進員会議の構成】

第6条 推進員会議の構成は、次のとおりとする

- ① 推進員のうち地区コミュニティ単位で各1名程度
- ② 事務局 若干名
- ③ その他必要に応じて出席を要請する者 若干名

【推進員会議の進行】

第7条 推進員会議の司会進行等は事務局が行う。

【総会等の開催】

第8条 総会及び臨時会議については、必要に応じて開催することができる。

【研修会等の開催】

第9条 推進員の円滑な活動を図るため、適時研修会、懇談会等を開催する。

【事務局】

第10条 この事業の円滑な推進を図るため、産業環境部資源循環推進課に事務局を設置する。

【その他】

第11条 この要綱に定めのない事項については、その都度事務局において決定する。

【附 則】

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

✧ 高槻市からのお願い

雑がみをご存知ですか？

リサイクルできます！！

雑がみとは



紙 箱

ティッシュの箱 菓子箱 化粧箱
ラップやアルミホイルの箱など



台 紙

紙箱の底 台紙や中仕切
カレンダー



包 装 紙

包装紙 紙袋 トイレットペーパー
の芯 アルミホイル・ラップなどの芯



その他

はがき 手紙 封筒
パンフレット カタログ コピー用紙

大きいものは雑誌と一緒にしばって、細かいものは紙袋などに入れて、集団回収やリサイクルごみの日に出してください

**1年間で5千トンもの雑がみが
可燃ごみに出されています。**

雑がみを出すときの注意点

- シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除く。
- プラスチックフィルムのついたティッシュ取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除く。
- プラスチックフィルムが貼られた雑誌の表紙などは、その部分の表紙などを取り除く。
- 金属やプラスチックが付着したファイル、バインダーは金属やプラスチックを取り除く。
- 紙や紙箱に貼られた粘着テープは、粘着テープを取り除く。

❗ 雑がみとして出せないもの

※防水加工された紙（ヨーグルト容器や紙コップ等）

※カーボン紙（宅配伝票等）

※臭いのついた紙（洗剤の箱、石鹸の箱等）

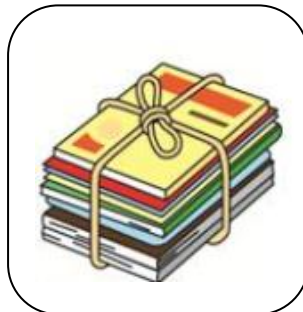
※食品や洗剤等が付着しているもの、金紙・銀紙の使用されているもの、
プラスチックとの複合素材の製品

○その他、雑がみでも汚れや濡れたものは、可燃ごみへ出して下さい

雑がみの出し方の例



①紙袋に入れて、たまったら
紙袋のまま出す



②大きいものは新聞紙のように
ひもでしばって出してもOK



皆さんの分別が
ごみの減量にな
ります！

編集・発行

高槻市 産業環境部 資源循環推進課

住所:高槻市前島3丁目8番1号

電話:669-1886

FAX:669-1961

再生紙を使用しています